

伊 監 第 6 9 号
令和 2 年 7 月 6 日
(2020 年)

様

伊丹市監査委員 寺田 茂晴

伊丹市監査委員 高塚 伴子

監査結果報告に対する措置通知報告について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定に基づく定期監査結果報告に対し、同条第 12 項の規定により講じた措置の通知がありましたので、次のとおり報告します。

記

1 監査の種別

定期監査（フォローアップ）

（地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項による監査）

2 監査の対象部局

平成 30(2018)年度に定期監査を実施した部局の事務の改善状況

3 措置を講じた部局

健康福祉部 地域福祉室 介護保険課

4 監査の期間

令和 2 年(2020 年)4 月 3 日～令和 2 年(2020 年)5 月 28 日

5 監査結果提出日

令和 2 年(2020 年)6 月 19 日

6 措置の内容

別紙令和 2 年(2020 年)6 月 30 日付け伊健介第 672 号の回答文書のとおりです。

伊 健 介 第 6 7 2 号
令 和 2 年 6 月 3 0 日
(2020 年)

伊丹市監査委員 寺田 茂晴 様

伊丹市監査委員 高塚 伴子 様

伊丹市長 藤原 保幸



監査結果報告に対する措置について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第 12 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 監査の対象部局

平成 30(2018)年度に定期監査を実施した部局の事務の改善状況

健康福祉部 地域福祉室 地域・高年福祉課、介護保険課

生活支援室 支援管理課、生活支援課、自立相談課、こども福祉課

2 措置を講じた部局

健康福祉部 地域福祉室 介護保険課

3 監査の種別

定期監査（フォローアップ）

（地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項による監査）

4 監査の期間

令和 2 年(2020 年)4 月 3 日～令和 2 年(2020 年)5 月 28 日

5 措置の内容

別紙のとおり



監査結果に対する措置について

健康福祉部 地域福祉室 介護保険課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>1 収入事務について</p> <p>(1) 介護保険料の減免について</p> <p>伊丹市介護保険条例第 11 条第 1 項第 6 号に該当することを理由とする介護保険料の減免は、介護保険料生活困窮者減免申請書で申請を受け、申請書裏面の減免額決定書で認定決裁を行っています。前回定期監査で、決裁において伊丹市介護保険条例施行規則の適用条項を明示するよう指摘していましたが、改善されていませんでした。</p> <p>上記第 6 号の具体的な要件は伊丹市介護保険条例施行規則別表に定められており、条例の条項のみの記載では、同別表に記載された 7 区分のどれに該当する減免なのかわからず、決裁上減免の根拠が不明確となっています。</p> <p>決裁において条例施行規則別表の適用条項が明示されるよう、介護保険料生活困窮者減免申請書の様式を変更する等、早急に対応してください。</p>	<p>申請書の様式を変更し、条例施行規則別表の適用条項を明示しました。</p> <p>6 月上旬に発送しました介護保険料当初賦課にかかる生活困窮者減免申請に関しましても新様式の申請書を使用し、決裁における根拠を明確にし、事務を進めております。</p> <p>今後も根拠を明確にし、減免事務を行ってまいります。</p>